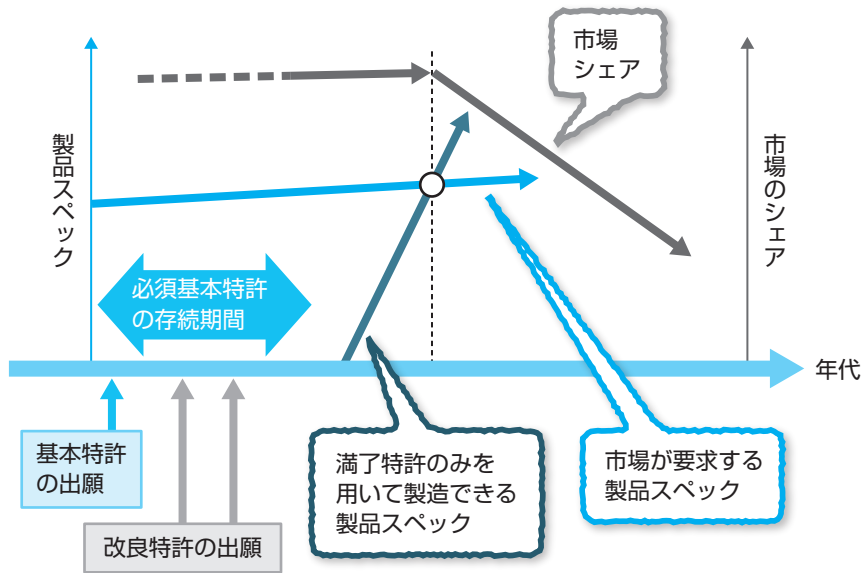


特許権の存続期間は20年しかない(7-6)



7-3

研究開発・技術開発の成果の扱い方

このように特許制度は完璧ではないため、特許権を取得しさえすれば発明の保護・利用が完璧に保障されるということにはなりません。そこで、特許出願とブラックボックス化の選択という考え方が着目されています。以下ではこの考え方について説明したいのですが、それを理解するための前提の知識として、技術開発・研究開発の成果の処理方法、選択肢について確認します。

● 技術開発・研究開発の成果の処理方法、選択肢

技術開発・研究開発の成果をどのように処理するか、その選択肢は、図7-7に示すように、①ブラックボックス化(ノウハウ秘匿)、②特許出願、③公開、④放置の4つです。以下に各々について説明します。

技術開発・研究開発の成果の処理方法、選択肢(7-7)

